

議事日程(第4号)

令和元年12月12日 午前9時30分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第40号 令和元年度国富町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第41号 令和元年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第42号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第43号 令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第44号 令和元年度国富町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第14 議案第52号 国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第53号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第16 議案第54号 国富町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第55号 宮崎県中部地区衛生組合の解散に関する協議について

- 日程第18 議案第56号 宮崎県中部地区衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第19 議案第57号 宮崎県中部地区衛生組合規約の変更に関する協議について
- 日程第20 令和元年請願第2号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願
- 日程第21 発議第4号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第24 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第40号 令和元年度国富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第41号 令和元年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第42号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第43号 令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第44号 令和元年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

- 日程第13 議案第51号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例について
- 日程第14 議案第52号 国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第15 議案第53号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条  
例について
- 日程第16 議案第54号 国富町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第55号 宮崎県中部地区衛生組合の解散に関する協議について
- 日程第18 議案第56号 宮崎県中部地区衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第19 議案第57号 宮崎県中部地区衛生組合規約の変更に関する協議について
- 日程第20 令和元年請願第2号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制  
度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度  
の改善を求める請願
- 日程第21 発議第4号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直し  
の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意  
見書
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第24 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

出席議員（12名）

1番	橋詰賀代子君	2番	山内 千秋君
3番	武田 幹夫君	4番	緒方 良美君
6番	飯干 富生君	7番	水元 正満君
8番	津江 一秀君	9番	河野 憲次君
10番	福元 義輝君	11番	近藤 智子君
12番	横山 逸男君	13番	渡辺 静男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 中島 達晃君                      主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中別府尚文君	副町長	……………	中山 隆君
教育長	……………	豊田 暎光君	総務課長	……………	横山 秀樹君
企画政策課長	……………	瀬尾 孝徳君	財政課長	……………	横山 幸寿君
税務課長	……………	斉藤 義見君	町民生活課長	……………	渡辺 勝広君
福祉課長	……………	重山 康浩君	保健介護課長	……………	坂本 浩二君
農林振興課長	……………	中山 秀雄君	農地整備課長	……………	長嶺 善行君
都市建設課長	……………	吉岡 勝則君	上下水道課長	……………	大南 一男君
会計管理者兼会計課長	……………				児玉 和弘君
教育総務課長	……………	大矢 雄二君	社会教育課長	……………	松岡 徳君
学校給食共同調理場所長	……………				福嶋 英人君
監査委員	……………	山口 孝君			

---

午前9時28分開議

○議長（渡辺 静男君） おはようございます。今期定例会も本日が最終日であります。議員各位並びに執行部の皆様には議事の進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 諸般の報告**

○議長（渡辺 静男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

文教産業常任委員会の委員長が互選されましたので報告します。文教産業常任委員会委員長に津江一秀君が互選され、決定をいたしました。

---

**日程第2. 議案第40号**

○議長（渡辺 静男君） 日程第2、議案第40号「令和元年度国富町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（6番 飯干 富生君） 2点ほど教えてください。24ページの農林水産業費の農業振興費、農業技能実習生宿舍整備事業費補助金の1,200万円の具体的な内訳、それから規模などがわかれば教えてください。

それから、27ページの土木費の中で、住宅管理費の中の修繕では600万円と上がっておりますが、これはどっか箇所付けがあつての600万円なのか、それとも入退居だけの分で全般的なものかということをお教えてください。その2点です。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。中山農林振興課長。

○農林振興課長（中山 秀雄君） 農業技能実習生宿舍整備事業費補助金であります。現在、竹田地区にJA宮崎中央が整備を進めております外国人技能実習生宿舍建設の費用の一部を助成するものであります。外国人による労働確保を目的とするものです。宿舍は30人収容できる規模で、補助率は6分の1であります。延べ床面積が485.68m<sup>2</sup>、坪に直しまして147.2坪となっております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 横山財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） 住宅管理費の修繕料600万円についてでありますけれども、これは住宅全体の修繕、リフォーム費用等であります。住宅そのものが老朽化が進んでいるということもありまして、以前よりもリフォーム内容が増えてきたということもあり、修繕費用が不足するというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。水元議員。

○議員（7番 水元 正満君） すいません。私も26ページの雇用奨励金のことについて、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 瀬尾企画政策課長。

○企画政策課長（瀬尾 孝徳君） これはデンソー宮崎が平成30年度に機械設備の増設を行いました。それに伴いまして、新規に従業員27名を採用しております。そのうち5名が町内在住者でありまして、雇用期間が1年を超えたため国富町企業立地の促進に関する条例第3条の対象となり、奨励措置により1人に対し30万円の雇用奨励金を交付するものです。これはデンソー宮崎が固定資産税の納付を確認した後に交付するというところで、今回の補正で計上したものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 水元議員。

○議員（7番 水元 正満君） 町内の5名ということだそうではありますが、ほかの分野にお

いてもぜひこういう部分ができますように、少しでも国富町の定住化につながるように、ほかの企業にとりましても積極的なこういう活用をしていただければと思っております。終わります。

○議長（渡辺 静男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） ございませんかね。討論なしと認めます。

これから、議案第40号「令和元年度国富町一般会計補正予算（第4号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第40号「令和元年度国富町一般会計補正予算（第4号）について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第41号

○議長（渡辺 静男君） 日程第3、議案第41号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第41号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 議案第42号

○議長（渡辺 静男君） 日程第4、議案第42号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第42号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第43号

○議長（渡辺 静男君） 日程第5、議案第43号「令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号「令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第43号「令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第44号

○議長（渡辺 静男君） 日程第6、議案第44号「令和元年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号「令和元年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第44号「令和元年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第45号

○議長（渡辺 静男君） 日程第7、議案第45号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第45号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第46号

○議長（渡辺 静男君） 日程第8、議案第46号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第46号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第47号

○議長（渡辺 静男君） 日程第9、議案第47号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第47号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第48号

○議長（渡辺 静男君） 日程第10、議案第48号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 家庭的保育事業という概要をちょっと教えてみてください。

○議長（渡辺 静男君） 重山福祉課長。

○福祉課長（重山 康浩君） それでは、家庭的保育事業ということですが、これは地域型保育事業ということになりまして、原則、保育所は20人以上ということになっております。これより少ない19人未満でゼロ歳から2歳までの子供を保育する施設ということですが、これは特に都市部において待機児童問題、これの解消をするために設けられた制度でございます。ちなみに本町にはそういった施設はございません。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第48号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第49号

○議長（渡辺 静男君） 日程第11、議案第49号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 職員の分限に関する手続、この分限というのが臨時職員の分限、会計年度任用職員制度に対する臨時職員の分限のことなんですか。ちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 秀樹君） 議案資料の15ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正であります、ここにありますように、今回、この現条例の内容につきましては地方公務員法の規定に基づきまして、職員の意に反して

降任とか免職、休職などを行う場合、また失職の例外に関し規定をするものであります。今回の改正の内容であります、ここにありますように第3条、休職の効果ということでもあります。

現行では、職員が心身の故障とか病などで長期休養を要する場合の期間について3年を超えない範囲において任命権者が定めるというもので、今回の改正においては第3項の次に第4項として会計年度任用職員についても同様に規定するものであります。

しかしながら、会計年度任用職員は1年度での任用でありますので、3年を超えないという規定は適用できないということから、この任期の範囲内という読みかえにより規定するものであります。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第49号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第50号

○議長（渡辺 静男君） 日程第12、議案第50号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 会計年度任用職員という制度になりますと、今までの臨時職員の方はややもすると特別に仕事の権限とかそういうものを認められたというようなことがあったり、いうならば、町の政策というのは町長のいわゆる裁量、町長の政策イコールそれを課長が仕事を遂行していく、その中での末端事務の人たちは基本的なことをきちんとやはり認識しながら守っていくということが私は一番重要なことだと思っております。ですから、任用制度職員になられた方に対してもしっかりと条例の中であくまでも町の方針をきちんと学びながら、そして、

それを職責を実行していくということを条例の中にも対応ができるような名分もしていただければいいんじゃないかというふうな感じがしますが、その点はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 横山総務課長。

○総務課長（横山 秀樹君） 会計年度任用職員の服務についてであります。今回の制度導入におきましては、新規条例とか、規則において、服務については定められておりません。というのは、この会計年度任用職員につきましては、正職員同様地方公務員法の服務に関する規定に準じて適用されることになるからであります。

地方公務員における具体的な服務の内容であります。まず職務を遂行するに当たっては、法令、条例等に従い、また上司の職務上の命令に従わなければならない義務。次に、与えられた職の信用を傷つけたり、職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない、いわゆる信用失墜行為の禁止。次に、職務上知り得た秘密情報は、在職中はもちろん、退職後も漏らしてはならないという守秘義務、このほか職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止などがあります。また、このほか分限処分、懲戒処分も同様に適用されることとなります。これらの規定につきましては、大変重要な事項でありますので、任用する場合、細かく説明しなければならないと思っております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員、よろしいでしょうか。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 特に任用された職員が、やはり守秘義務を簡単にいろんな場所で漏らしたり、雑談であっても漏らしてはならない問題があると思うんですね。十分そこには条例に従った指導、助言をしながら、今後、雇っていただきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第50号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 1 3. 議案第 5 1 号

○議長（渡辺 静男君） 日程第 1 3、議案第 5 1 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 1 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第 5 1 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 1 4. 議案第 5 2 号

○議長（渡辺 静男君） 日程第 1 4、議案第 5 2 号「国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） ありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 2 号「国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第 5 2 号「国富町廃棄物

の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 議案第53号

○議長（渡辺 静男君） 日程第15、議案第53号「消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（6番 飯干 富生君） 今般、総額表示ということでこの条例が変わると思うんですが、もともと前回までと違いますか、10月までの使用料はそれぞれきれいな数字でプラス消費税という表現でしたけれども、この総額表示にしなければならないというような理由づけか何かあってこれになるのでしょうか。これをちょっと私も、前にもちょっと質問しましたが、上納しない部分であるならば、町独自で金額決めていいんだったら考えてもいいんじゃないかという話をしたことがありますので、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 秀樹君） 町民にわかりやすい表示ということで、いちいち計算しないと総額がわからないために不便ではないかと指摘を受けておりましたので、今回の消費税率の改正に伴いまして、総額表示にしたものでございます。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（6番 飯干 富生君） そうしますと、領収書の欄からの消費税という項目が消えてしまうということでもいいんですか。それとも消費税分として領収書には記載があるのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 横山総務課長。

○総務課長（横山 秀樹君） それにつきましては、消費税を含むという形での金額になると思います。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） ほかにございませんでしょうか。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 法華嶽公園内のじゃぶんこ広場ですか、この料金についてはどのように、この資料にありませんが、どのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 瀬尾企画政策課長。

○企画政策課長（瀬尾 孝徳君） 夏場に人気がありますじゃぶんこ広場とキャンプ場については、一帯の環境整備を進めて集客に努めているところであります。

今回は、消費税引き上げを8%から10%に伴うものであることから、利用料金をこれを102円とか110円にした場合、お釣りのやりとりでの混乱や集計間違い、また安いという観光地のイメージがあるため、値上げしたという負のイメージによります客離れ、それも懸念したところであります。当面は、今の料金、利用料というのを維持していきまして、今後の利用状況を見ながら幼児・児童生徒、大人の利用料金の設定も必要か検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 8%のときもそのままじゃったですよ。上げなくて、なるだけ活用しやすいようにということだったと思います。10%に今度なったわけですから、もうこんなときにやはり当然上げるべきだと思うんですよ。経費は非常に要るわけですから。ですから、行政がやる仕事だからこれで納得ということになりますけど、やはり財政を考えたときにはこういったことでもやはりきちんとそれなりに算定をして値上げをすれば、利用者も非常に納得できる値上げの時期だと思っております。十分ご検討いただきたいと思っております。いかがですか。

○議長（渡辺 静男君） 瀬尾課長。

○企画政策課長（瀬尾 孝徳君） じゃぶんこ広場の管理棟に、ことしの夏から温水シャワーもつけましたし、また先ほど言いましたように、キャンプ場と一体となって周辺環境を今整備しておりますので、これからもますます夏場の観光地として集客が図れると思っております。法華嶽公園は、自然豊かで利用料金も安いという観光地のイメージがありますので、この状況を見まして、先ほど言いましたように、一律入場料100円ですので、これを大人、子供に分けて徴収するか、そういうのをまた利用者の声を聞きながら検討していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 利用者の声を聞くのもそうだけど、町のこういう運営上においての財政を考えたときにどうかという基本的なものがないと、きちんとした料金設定が、これが基本ではないかと思うんですよ。ですから、もちろん、なるだけ利用者が多くなるようにということも大事ですけど、そんな1,000円も2,000円もというような問題でもないんですけど、やはりこうした小さなことでもきちんとした財政運営を大切にして運営をしていただきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 答弁は。

○議員（10番 福元 義輝君） 以上です。

○議長（渡辺 静男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号「消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手多数と認めます。したがって、議案第53号「消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第54号

○議長（渡辺 静男君） 日程第16、議案第54号「国富町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号「国富町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第54号「国富町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第55号

○議長（渡辺 静男君） 日程第17、議案第55号「宮崎県中部地区衛生組合の解散に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 中部衛生組合を設立するときには非常に地元の人たちの要望といえますか、それを飲みながら、それを構築するのに大変中部衛生議会でも議論した経過があります。いろんな財産、あの周辺の財産とかいろいろ関連することは多いと思うんですね。最終的に処分ということですから、そうしたことも含めましていろんな問題があると思いますが、要は、あの敷地の全て、もちろん中部衛生組合組織そのものの所有権利のある土地とかそんなものもあると思うんですね。その辺はまずどんなふうに思っておりますか。所有権のある土地がまだ残るのかどうか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員、今の質疑ですが、次に出てくる日程第18で財産処分に関する協議についてが出ますが、その項でよろしいでしょうか。

○議員（10番 福元 義輝君） ああ、すいません。

○議長（渡辺 静男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号「宮崎県中部地区衛生組合の解散に関する協議について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第55号「宮崎県中部地区衛生組合の解散に関する協議について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 議案第56号

○議長（渡辺 静男君） 日程第18、議案第56号「宮崎県中部地区衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 先ほど申しあげましたように、中部衛生組合の所有権の財産が解散後残るのかどうか、その点をちょっと聞かせてください。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。渡辺町民生活課長。

○町民生活課長（渡辺 勝広君） それでは、お答えいたします。

中部地区衛生組合の財産につきましては、土地、基金、建物、備品、この4項目がございます。

この中で土地につきましては、全て組合の所有名義の土地になります。この土地に関しましては、平成21年度から30年度まで1市1町に構成団体になった時点での組合への経費の負担割合、この割合によりまして配分をするという形にしております。

したがいまして、施設の解体後にその持ち分の割合で町が宮崎市に売却する形になるかと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） いわゆる財産分与ということになるわけですね、それぞれ。それは歳入として入るわけでしょうが、今度は解体する場合の経費が相当要りますよね。それを相殺したときに町の負担がプラスになるかマイナスになるか、金額は聞きませんが、そこ辺の概要を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（渡辺 静男君） 渡辺課長。

○町民生活課長（渡辺 勝広君） 先ほど財産については4項目あると申し上げました。その中で基金については負担割合によりまして配分がなされる予定になっております。それから土地につきましても、先ほど申し上げましたように配分額で町のほうに歳入が入るという形になります。ただ、建物につきましては解体をするわけですが、建物の中にアスベストが入っている関係上、解体費用が高額になるということが懸念されます。したがいまして、組合の解散に伴う財産の処分につきましては、若干の持ち出しは出てくるというふうを考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） よろしいでしょうか。

○議員（10番 福元 義輝君） 若干の持ち出しで終わるようにひとつ協議をしっかりと進めていただきたいと要望をしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号「宮崎県中部地区衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第56号「宮崎県中部地区衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」は原案のとおり可決されました。

---

**日程第19. 議案第57号**

○議長（渡辺 静男君） 日程第19、議案第57号「宮崎県中部地区衛生組合同約の変更に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号「宮崎県中部地区衛生組合同約の変更に関する協議について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第57号「宮崎県中部地区衛生組合同約の変更に関する協議について」は原案のとおり可決されました。

---

**日程第20. 令和元年請願第2号**

○議長（渡辺 静男君） 日程第20、令和元年請願第2号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、飯干富夫君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富夫君） それでは、ただいま議題となりました請願第2号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」の審査の経過と結果をご報告いたします。

本請願につきましては、12月6日の総務厚生常任委員会におきまして、慎重に審査を行いました。

本請願の要旨は、介護保険利用料原則2割負担、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増の制度見直しの中止。全ての介護従事者の賃金の引上げ、労働条件の改善。介護保険財政に対する国の負担割合の引き上げを要望するものであります。

審査に当たりましては、本請願の内容と本町の現状を照らし合わせながら、審査を行いました。その結果、これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換は、すべての高齢者・住民の願いであり、介護を担う職員が働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させることが必要であるとの結論に達しました。

このような観点から、「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」は、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺 静男君） これから質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、令和元年請願第2号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」の採決を行います。

お諮りします。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、令和元年請願第2号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第21. 発議第4号

○議長（渡辺 静男君） 日程第21、発議第4号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度の見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） それでは、ただいま議題となりました発議第4号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度の見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書」についてご説明をいたします。

本案につきましては、本定例会の総務厚生常任委員会におきまして慎重に検討をいたしました結果、全会一致で意見書の提出を決定しました次第であります。

本意見書の要旨は、政府は2020年に向けて、介護保険制度の見直しの検討を進め、さらなる給付の削減・負担増を図る内容を盛り込んでおり、このことは、介護保険そのものを利用できなくなりかねず、家族の介護負担増に直結する。また介護の現場では、人手不足が深刻化しており、職員の確保ができず事業所の閉鎖や廃業などの事態も生じている。

これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換は、すべての高齢者・住民の願いであり、介護を担う職員が働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させることが必要であるとの観点から、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[別紙]

#### 発議第4号

介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書

現在、政府内において、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められている。

その中には、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれている。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らし、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねない。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結する。

介護現場では人手不足がいっそう深刻化しており、介護福祉士の養成校では、入学者の定員割れが続いている。必要な職員が確保できないため、施設開設ができない、事業所の一部閉鎖、廃業などの事態が生じている。

サービスの削減・負担増の見直しでは、高齢者の生活を守り支えることはできない。これから高齢化がいっそう進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換は、すべての高齢者・住民の願いであり、介護を担う職員が働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させる必要がある。

以上の趣旨から、介護保険利用料原則 2 割負担、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しをおこなわない。すべての介護従事者の賃金を引き上げ、労働条件の改善を図る。介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 12 日

宮崎県東諸県郡国富町議会議長 渡辺 静 男

衆議院議長 大島 理 森 様  
参議院議長 山 東 昭 子 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様  
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 殿

○議長（渡辺 静男君） これから質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 4 号「介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの制度の見直し  
の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書」の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、発議第 4 号「介護保険利用料  
原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの制度の見直し  
の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 22. 議員派遣の件について

○議長（渡辺 静男君） 日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、国富町議会会議規則第124条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います。なお、計画の一部変更などについては議長に委任を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

---

### 日程第23. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡辺 静男君） 日程第23、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によってお手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたのでお諮りします。

申し出のありました総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、総務厚生常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

### 日程第24. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡辺 静男君） 日程第24、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については会議規則第71条の規定によってお手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたのでお諮りします。

申し出のありました教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ整備促進及び上下水道事業等所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、文教産業常任委員会委員長の

申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

**日程第25. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について**

○議長（渡辺 静男君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によりましてお手元に配付をしました申出書のとおり、委員長から申し出がありましたのでお諮りします。

申し出のありました議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬議会基本条例等）に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

○議長（渡辺 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。よって、令和元年国富町議会第4回定例会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

午前10時24分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月12日

議 長 渡辺 静男

署名議員 橋詰賀代子

署名議員 津江 一秀

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名議員

署名議員